養護教諭としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方 (養護教諭1種免許状)

另	免許状の種類								
0	養護教諭1種免許状								
根	以 規定								
0	〇 免許法別表第6								
取	R得方法								

〇 養護教諭2種免許状を有する方が、養護教諭としての在職年数と 必要な単位を修得し、養護教諭1種免許状を取得する方法は、 〈表47〉のとおりです。

			取	: 4	₽ (、よ・	ع ز	する	5 免	許丬	犬			1	菱菱	教	諭	1	種	免	許	状	
所要 資格					有:	する	ے ک	が必	要	な免	許状			ž	菱菱	教	諭	2	種	免	許	状	
					在		職		年		数			3 年				4年	.			5年	
~	10	昻	低值	₹	単	位数の	対数の合計(ア) + (イ) + (ウ) + (Ξ		+(エ)		2 0 単位			15単位				1 0 単位			
選抜	尺科	目	(注	E)	の	3 を参	照		最低	玉修 得	単位	数(ア)		4単	位.			3 ⋢	位			2単位	
欄		秨	ŀ	1			含	める	ことか	ベ必要	を事	項											
						衛生む。		公衆	衆衛生学	学(予防图	防医学を含	\int										
						学校	保健																
第						養護	養護概説																
						栄養	学(食品学を含む。)																
2 欄	養	護に	隻に関す	f ?	3	健康	相談活	泛活動の理論・健康相談活動の方法			動の方法	6事項	事項に	にわたり		> ^{5 事}	事項にわたり		$>_3$	事項以上			
	什	Ħ	1			解剖	学·	生理:	学				各1単位以上				各1単位以上				各1単位以上		
					「微	「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健																	
					精神																		
						看護む。	学()	臨床	実習及	及び救	女急処†	置を含]]				J						
									最低	氐修得	単位	数(イ)		8単	.位			6 単	位			4 単位	
						教職(チ	の意 ーム	義及7 学校3	び教員 軍営へ	員の役への対	と割・耳 け応をで	職務内容 含む。)	2	単位以	.上)		
						教育的安全	に関 項 (への	するを学校に対応	社会的 と地域 を含む	り、 成と の 。)	度的 連携	又は経営 及び学校											
第 3	教育の基礎	教育の理念び思想			びに孝	教育に	関す	る歴史及	1 事項以上 2 単位以上														
攔		9	અ 14	P		幼児 学習	、児 の過	童及7 程	び生徒	きの心	身の	発達及び	】(注	È) の ′	7参照								
						特別び生	の支徒に	援を対する	込要 と る理角	ごする 军	5幼児、	. 児童及		須では È) の i			左の 選択)事項 (うから	Ġ		の事項から 択	
						キュ	フム	· マ	ネジァ	ベント	を含む			事項い	ſ.								
第	道的時	徳な間及導談る祭習の生業に	総習の	合の内	道徳探内容	、総 究の	合的 時間	な学習 並びに	習の時 こ特別	持間及で 川活動で	び総合的 に関する	1 事項以上 1 単位以上											
4 闌		容指相	関び導験	生教に	走育 関	教育材の	の方 活用	法及で	ブ技術 い。)	· 信	青報機	器及び教	J										
ere.		ず.	る科	Ė	1~1	生徒	指導	の理	論及で	が方法	Ė		1	事項以	上								
						教育礎的	相談な知	(カ 識を1	ウンセ 含む。	zリン) σ	/グに D理論 <i>/</i>	関する基 及び方法	\int_{1}	単位以	.上						J		
_									最低	玉修 得	単位	数(ウ)		6単	位			4.	単位			2単位	
第6欄	大:	学か	 (独自	113	設:	定する	科目		最低	玉修得		数(エ)		2単	位			2	単位		_	2 単位	

- (注) 1 在職年数は、養護教諭2種免許状を取得した後の養護教諭での実務に限ります。
 - 2 修得単位は、養護教諭2種免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
 - 3 「選択科目」は、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
 - 4 「 」書きの科目は、いずれか1以上の科目にわたって修得してください。
 - 5 "・"で結ばれた科目は、必ず両方の内容を含んだ科目を修得するか、別々の科目を修得してください。
 - 6 (・・・を含む。)内に書かれている内容は、すべて修得してください。
 - 7 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
 - 8 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位の修得にあっては必須ではありませんが、修得することが望ましい。なお、修得した場合は、第3欄の単位として含めることができます。